平成２１年（フ）第１２４８６号
東京都板橋区上板橋２丁目２番23号
破産者　須田青果有限会社
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４８７号
東京都新宿区北新宿４丁目13―７―202
破産者　須田　明美
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６０５号
茨城県ひたちなか市東大島３丁目18―３　かつた117―201
破産者　昼間　公子
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６３６号
神奈川県海老名市大谷北３丁目23―１―204
破産者　木村　正之
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６４０号
東京都板橋区上板橋１丁目15―５―101
破産者　中島とみ江
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６４２号
千葉県八街市八街ろ95―194
破産者　三隈　洋明
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６７１号
静岡県富士宮市宮原153番地の１
破産者　株式会社大西土木
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６９８号
神奈川県大和市つきみ野１丁目１番地の17―601号
破産者　日本サロニクス株式会社
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６９９号
神奈川県大和市中央林間４丁目14―10―604
破産者　藤澤　　忠
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７０６号
東京都渋谷区上原２丁目28―８　久米プラザ
破産者　毛利留美子
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７３４号
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬2248―１
破産者　松井美津代
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７６５号
埼玉県さいたま市岩槻区古ケ場１丁目９―５
破産者　石塚　正一
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８２０号
千葉県千葉市花見川区千種町343―Ｅ―102
破産者　藤井　國一
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８３３号
東京都中野区若宮１丁目43―16―102
破産者　大林　三展
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８７８号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目12―23―405
破産者　佐々木涼子
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２９４８号
埼玉県上尾市西宮下３丁目81―１
破産者　松前　清美
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２９６３号
千葉県香取市鳥羽25―１―213、開始決定時の住所茨城県稲敷市本新141―４
破産者　高橋善加寿
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２９６５号
群馬県富岡市宮崎293―７
破産者　五十嵐寛和
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２９６８号
東京都八王子市片倉町703―９　サンハイムＹ―102
破産者　中川　道久
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２９７９号
山形県山形市南原町２丁目６番26号
破産者　有限会社エイチ・ケーグループ
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２９９１号
神奈川県藤沢市石川５丁目30―５
破産者　伊澤慶一郎
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２９９６号
東京都八王子市下柚木２丁目１番５号　ＭＯＴＯＨビル206
破産者　有限会社野中デザイン企画
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２９９７号
東京都八王子市下柚木２丁目１―５―206
破産者　野中　大作
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部